

第一種電気工事士免状の 取得に必要な実務経験年数が短縮

5年以上

⇒

3年以上

令和3年4月1日～

- 電気工事士法施行規則第2条の4の改正により、令和3年4月1日以降に免状交付申請を行う場合、第一種電気工事士試験の合格日に関わらず、合格された全ての方が3年以上となります。なお、大学・高専の電気工学系を卒業の方は、改正前から3年以上となっております。
- 新型コロナウイルス感染症対策のため、この度の改正に伴う免状交付申請のみ、令和3年4月1日～9月末(6ヶ月間)に限り、原則として郵送による申請としますので、御協力をお願いします。
※どうしても持参する必要がある場合は、予め次のお問合せ先に御相談ください。

【山形県にお住まいの方の御相談・お問い合わせ・免状交付申請先】

990-8570 山形市松波2丁目8番1号

山形県消防救急課 消防保安担当 TEL 023(630)2229